幼保連携型認定こども園以外の認定こども園必要書類　補足

１　屋外遊戯場の代替地がある場合には位置や面積等の詳細がわかるもの（屋外遊戯場の代替地がある場合）

屋外遊戯場を代替地とする場合、当該代替地は以下の基準を満たす場所である必要があります。これらの要件を満たしていることを確認させていただきますので、位置図、配置図、平面図等の提出をお願いします。（場合によっては、この他の書類を求めることがありますので、予めご了承ください。）

①子どもが安全に利用できる場所であること

②利用時間を日常的に確保できる場所であること

③子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること

④認定こども園の石川県規則で定める屋外遊戯場の面積基準を満たす場所であるこ

　と

２　幼保連携施設間の移動距離、方法、時間、職員間の連携等がわかる書類

　　幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園と保育機能施設の建物等が同一の敷地内にない場合においては、以下の基準を満たしている必要があります。これらを確認できるような具体的内容が記載された書類を作成し、ご提出ください。

①子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること

②子どもの移動時の安全が確保されていることを満たしていること

３　年、学期、月、週及び日々の指導計画

　　認定こども園移行後のものを作成ください。なお、認定の申請にあたり、作成が間に合わない場合は、仮の状態でも差し支えありません。

４　認定こども園において公開する情報の項目、方法

　　認定こども園は、利用者が多様な施設を適切に選択できるよう、施設の情報開示に努めなければなりません。園の定員や保育料、保育内容や年間行事予定等、公開する情報や方法を具体的に記載した書類をご提出ください。ホームページやパンフレットにおいて公開しているものは、それらもご提出ください。

５　子育て支援事業の実施計画（具体的な内容、対応する職員、地域の人材活用等の実施体制）

　　認定こども園においては、子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこととされています。実施する子育て支援について、具体的に記載した書類を作成のうえ、ご提出ください。

６　選考方法（特別な配慮が必要な子どもへの配慮を含む）

　　認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子どもや、障害のある子供など特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園するこどもの選考を公正に行わなければなりません。

　　また、市町が行う確認の基準（「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号））においても、利用申込に対する正当な理由のない提供の拒否を禁止しています。具体的には、１号認定の子どもが定員を超えた際、抽選や先着順、その子どもが在園児・卒園児の弟妹である場合に優先させる等の基準で決定することも想定されることから、あらかじめ選考方法について定めておく必要があるものです。

７　自己評価、外部評価の概要（公表方法を含む）

　　認定こども園は、自己評価、外部評価等を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めることとされています。このことから、評価の実施についての規定やチェックリストなど、その内容が分かる書類をご提出ください。なお、保育所は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年石川県条例第62号）において自己評価の実施が義務、幼稚園は学校教育基本法において自己評価の実施とその結果の公表が義務付けされています。

８　その他

　　認定申請書提出の時点で、利用定員数が確定していないことや、採用予定の職員が未定であるといった理由により作成が困難なものがある場合は、仮の状態のものでご提出ください。

また、状況に応じて後日、決定後の状況を確認するなどの対応をとらせていただく場合がありますので、予めご了承ください。この場合は別途ご連絡いたします。